

埼玉県報

第 2960 号 平成 29 年(2017 年) 12 月 12 日 火曜日

目 次

告示

- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 坂戸都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 行田都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定(出納総務課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

埼玉県告示第千三百十二号

1 法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千三百十三号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 0 いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お 11 て準 九 に 供 用する同 +す _ る。 号) 法第 第六条第二項 五条第三項 の規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウ ツ パ ク 入 間 コ ス コ ホ ル セ ル 入 間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 十一か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 十三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十九年十二月三十一日

二 届出年月日

平成二十九年十一月二十八日

二 縦覧期間

平成二十 九 年十二月十二日 か ら平成三十年四月 十二日ま で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模 \mathcal{O} 生活 小 売店舗立 :環境の 保 地 法第 持 \mathcal{O} た 八 8 条第二項 配慮す ~ \mathcal{O} き事 規定 項 12 に ょ 9 り V 当該 て意見を有する者は 大規模小売店舗 \mathcal{O} 県 周 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十 九年十二月十二日 カュ ら 平 成三十年四月十二日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千三百十四号

第十七条第一項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 都市計画の 変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画道路三・三・一号新熊谷入間線

一 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前、字天神前の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部 都市計画課、 埼玉県 不飯能県· 土整備事務所、 坂戸市都市整備部

都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十二日から平成二十九年十二月二十六日まで

埼玉県告示第千三百十五号

第 都市計画法 七条第一項の規定により、 (昭和四十三年法 都市 律第百号) 計 画の 変更の 第二十一条第二項に 案を次 0 とお お り 縦 V 覧 て準用す に 供 す る。 る 同 法

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

野荒木線、 行 田都市 <u>=</u> 計 画 五. 道路三・ + 一号行田 三・二号国道百二十五号行 市駅通古墳群線及び三・ 田 バ 五. 1 パ 十四号常盤通佐 ス 三 • 五. • 七 間線 号

一 都市計画を変更する土地の区域

(三・三・二号国道百二十五号行田バイ

パ

ス

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

行田市大字谷郷字上谷の一部

(三・五・七号長野荒木線)

イ 追加する土地の区域

ない

ロ 削除する土地の区域

街道 目 行田市大字 谷郷三丁 大字荒 木字前 目 \blacksquare 尾 字駒形、 栄 内 町 手及び字宿 桜 町二丁 大字谷郷字田 目 内 及 大字 中 び 字田 及び 長野字馬場 字南 町 及 谷及 び字相生 裏及び び 字 字 \mathcal{O} 明 天沼及び 各 神 前 部 谷 字小 見

(三・五・十一号行田市駅通古墳群線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・五・十四号常盤通佐間線

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

行田市谷郷三丁目、大字谷郷字明神前及び南谷の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼 玉 市 整 備 部 都 市 計画 課、 埼 玉県行 田県 土整備 事務所、 行 田市 都市

平成二十九年十二月十二日から平成二十九年十二月二十六日まで

埼玉県告示第千三百十六号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千三百十七号

第十七条第一項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 都市計画の 変更の 案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

川越都市計画、 和光都市計 画 狭山都市計画、 朝霞都市計画、 入間都市計画、 新座都市計画、 所沢都市計画及び東松山都市計画 志木都市計画、 富士見都市計画、

下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

越市大字福田字見入、 Ш 島 町大字下伊草字下川袋及び大字伊草字下 -川袋町

の各一部

削除する土地の区域

口

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 川越市上下 水道局事業計画課、 川島 町上下水道

課及び埼玉県荒川右岸下水道事務所

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十四 日 から平成二十九年十二月二十八日まで

埼玉県告示第千三百十八号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一 項の規定によ 同条第三項の

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

有限会社フレンドリー埼玉県狭山市狭山台二丁目二十八番七号

取消年月日

平成二十九年十二月八日

埼玉県告示第千三百十九号

り、 より告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県入間市大字仏子九百三十五番地

名倉 美佐子

一 指定年月日

平成二十九年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開 発

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

一許可番号

平成二十九年九月六日

指令川建セ第二九〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月七日

川建セ第二九〇〇三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字打越三千三十九番八、 番九、 三千四十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市神明町二丁目六番十五号 グラン・ べ ール一〇三

松山 寿希

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

日時

平成二十九年十二月十九日 午前十時

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

口

イ 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

その他